

県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想（案）について

平成 26 年 8 月 26 日
環 境 部

1 策定の背景

国は、“ダイオキシン類の削減対策による環境負荷の低減”と、“ごみ処理の効率化”を図るため、広域化計画を都道府県単位で策定するよう「ごみ処理の広域化計画の策定について（平成 9 年 5 月 28 日付衛環境 173 号）」各都道府県に通知し、これを受けて、岩手県は平成 11 年 3 月に「岩手県ごみ処理広域化計画（以下、「県広域化計画」という。）」を策定した。

県広域化計画で定めた県央ブロック（現在の盛岡市，八幡平市，滝沢市，雫石町，葛巻町，岩手町，紫波町，矢巾町）の各自治体においては、平成 12 年 11 月に盛岡ブロックごみ処理広域化準備協議会を設置してごみ処理の広域化の検討を開始した。平成 23 年 1 月には名称を県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会に改め、これまで協議を重ねてきた。

広域化は、車両の交通量が増え、環境負荷が一部増えることや車両が集約した施設に集中する等の収集運搬面での課題があるものの、集約化による一定規模の施設整備による建設費、運営費の大幅削減、効率的発電、安定稼働による環境負荷の低減、施設耐震化と浸水対策による強靱な廃棄物処理システムの構築が図られる等、様々な効果が得られるため、県央ブロックでの広域化推進を図ろうとするものである。

2 策定の目的

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会では、効率的なごみ処理や環境負荷の低減、サーマルリサイクルの推進による循環型社会の形成を目指すとともに、県広域化計画を踏まえて将来の廃棄物処理の基本的な方向性を示すことを目的として、「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」を策定するものである。

3 基本構想策定の実施主体

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会

（構成団体：盛岡市，八幡平市，滝沢市，雫石町，葛巻町，岩手町，紫波町，矢巾町，盛岡北部行政事務組合，岩手・玉山環境組合，滝沢・雫石環境組合，盛岡地区衛生処理組合，盛岡・紫波地区環境施設組合，紫波、稗貫衛生処理組合）

4 広域化基本構想（案）による広域化の方向性

(1) ごみ処理

① 組織

- ・平成 29 年度における新組織の設立と地域計画の策定を目指す。なお、平成 27 年度に新組織設立準備のための広域化準備室を設置する。
- ・既存の 3 組合は解散し、将来的に新組織にて一本化することを目指す。

② 施設等

- ・新ごみ焼却施設については既存 6 施設を 1 施設に集約化し、平成 41 年度の稼働を目指す。
- ・新ごみ焼却施設の建設予定地は、県央ブロックの地勢、ごみ排出量、人口規模を勘案し盛岡市を想定する。
- ・収集運搬、中間処理施設及び最終処分場については、各市町の考え方等を考慮しながら、将来的に広域化を目指して検討を行う。

(2) し尿処理

今後、将来的な施設の集約化による広域化について検討していくが、当面は、盛岡北部行政事務組合及び盛岡地区衛生処理組合の 2 施設は延命化により対応し、平成 29 年度で受け入れ停止が予定される紫波、稗貫衛生処理組合の施設については新たな処理方法を検討していく。

5 策定期間

平成 26 年 10 月下旬

6 計画期間

平成 26 年度から平成 41 年度まで

7 基本構想（案）の構成（別紙：概要の抜粋）

(1) 基本的事項

(2) 地域概況

(3) ごみ処理部門に係る現況、人口及びごみ量の将来推計、方向性等

(4) し尿処理部門に係る現況、処理形態及び形態別人口の将来推計、方向性等

8 スケジュール (平成 26 年度)

時 期	内 容
平成 26 年 4 月～	・基本構想 (案) の内容検討
5 月	・県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会第 1 回幹事会 ・ごみ処理広域化部会及びし尿処理広域化部会第 1 回検討会
6 月	・県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会第 2 回幹事会 ・ごみ処理広域化部会及びし尿処理広域化部会第 2・3 回検討会
7 月	・ブロック内の市町長説明
8 月	・産業環境常任委員会での説明 (盛岡市) ・庁議 ・議会全員協議会での説明 (ブロック内市町にて, 随時) ・各市町のごみ及びし尿処理施設周辺住民説明 (以降, 随時)
9 月	・パブリックコメント (ブロック内市町にて)
10 月	・庁議 ・県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会第 3 回幹事会 ・県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会にて基本構想の策定